

ID: 1774

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定		
法令名 根拠条項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第31条第1項		
法令番号	平成27年法律第53号		
【根拠条文】 (建築物エネルギー消費性能向上計画の変更) 第31条 前条第1項の認定を受けた者(次条から第34条までにおいて「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日